

別表六の二(十八)

「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	法人名	( )		
各 連 結 法 人 税 額 に お け る 計 算	1	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(22)}$	15	円	
	2	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{5}{100}$	16		
	3	特定寄附金の額の合計額 (28の計)			
	4	税額控除基準額 $(3) \times \frac{20 \text{又は} 40}{100}$			
	5	外 (別表一の二「5」+「7」)のうち帰せられる金額	18		
	6	連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十八)付表「20」)	19		
	7	連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十八)付表「21」)	20		
	仮 (5)と(6)又は(7)		認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除を適用している場合		
	控除対象個別帰属額の計算		① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和2年旧措置法第68条の15の3第1項」※1 又は「第68条の15の3第1項」※2 ② 「区分番号」欄：「10572」※1又は「10635」※2 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額 ※1 令和2年旧措置法第68条の15の3第1項(区分番号：「10572」) 令和2年4月1日に開始した事業年度 ※2 第68条の15の3第1項(区分番号：「10635」) 令和2年4月1日以後に開始する事業年度		
	差引税額控除 (4) - (1)				
	13	特定寄附金基準額 $(3) \times \frac{10}{100}$	26		
	14	税額控除限度額 (12)と(13)のうち少ない金額	27		
	各連結法人における特定寄附金に関する明細				
	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容	特定寄附金の額	
・	・		28		
・	・		円		
・	・				
計					

別表六の二十八

令二・四・一以後終了連結事業年度分